

## 近江八幡建設工業会青年部会 規約

### (目的)

第1条 この規約は、近江八幡建設工業会会則（以下「会則」という。）第21条の規定に基づき設置する青年部会（以下「部会」という。）に関し、その組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 当部会は、近江八幡建設工業会会員または会員の後継者（組織上の役職員を含む）で、満43才以下の者により構成する。

### (任務)

第3条 本部会は、会則第2条の目的を積極的に実践し、また調査研究し、近江八幡建設工業会に報告することをもって任務とする。

### (役員)

第4条 当部会に次の役員を置く。

|      |     |
|------|-----|
| 部会長  | 1名  |
| 副部会長 | 2名  |
| 幹事   | 若干名 |
| 監事   | 2名  |

2. 部会役員は、部会の推薦に基き部会長が委嘱する。
3. 部会役員の任期は2年とする。但し、再選を妨げない。  
また、改選期（年）は、親会に準ずる。

### (事業)

第5条 当部会は、その任務遂行のための福利親睦及び懇談会、研修会を行う。

### (会計)

- 第6条 当部会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの1年とする。
2. 当部会の運営に要する費用は、会費と近江八幡建設工業会補助金によってまかなう。
  3. 当部会の会費は、別に定めるところにより会員からこれを徴収し、その額は毎年幹事会においてこれを定める。

[付則] 本規約は平成2年6月9日より施行する。

[規約改正] 平成21年5月19日